

相馬税務署からのお知らせ

(相馬税務署 TEL0244-36-3111)

1 平成31年(2019年)1月から、e-Tax(電子申告)の利用手続きがより便利になりました。

○マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ!

- ① マイナンバーカード ② ICカードリーダライタ

※ 既にe-TaxのIDを取得している方もe-TaxのID・パスワードが不要になりました。

○ID・パスワード方式

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方もe-Tax(電子申告)で申告できます。
用意するものは、次の2つ!

- ① ID(利用者識別番号) ② パスワード(暗証番号)(①, ②共にID・パスワード方式に対応したもの)

※1 IDとパスワードは税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。

※2 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

なお、従来どおり作成コーナーで申告書を作成して紙に印刷し、税務署へ郵送等により提出することもできます。
[国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

2 平成30年分確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

税務署に所得税等の確定申告書を提出する都度、マイナンバーの記載と本人確認書類(番号と身元の確認できるもの)の提示または写しを添付していただく必要があります。

《本人確認書類の例》

(1) マイナンバーカード(番号確認と身元確認)

(2) 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

※1 申告書作成会場においてになる際は、本人確認書類の持参をお願いいたします。

※2 確定申告書を郵送する場合は、本人確認書類の写しの添付をお願いいたします。

3 「確定申告のお知らせ」の持参について

前年、各市町村や税務署の申告相談会場で確定申告書を提出された方につきましては、確定申告書等の用紙(確定申告書、収支内訳書など)が送付されません。

確定申告書等の用紙に代えて、予定納税額等の申告に必要な情報が記載された「確定申告のお知らせ」が送付されますので、各市町村や税務署の申告相談会場に来場する際は、申告に必要な書類とともに「確定申告のお知らせ」もご持参されますようお願いいたします。

4 平成30年分の所得税等の確定申告書作成会場について

平成30年分の所得税(及び復興特別所得税)、消費税及び贈与税の確定申告期における申告書作成会場は、次のとおり開設する予定です。

○開設場所 『相馬市振興ビル』(6階)

相馬市中村字塚ノ町 65-16

○期間等 平成31年2月18日(月)から

平成31年3月15日(金)まで

午前9:00~午後4:00

※土・日曜日は、作成会場を開設いたしません。

※申告書作成会場の開設期間前および開設期間中、相馬税務署内では用紙の交付は行いますが、申告書作成相談は行いませんので、開設期間内に申告書作成会場にお越しください。



※駐車場は台数が限られており、お待ちいただく場合があります。